

3 汚染拡散防止計画書 記載要領

計画書には、届出書（鑑）に別紙によることとして、条例施行規則第 32 条に掲げる事項について記載してください。他の欄の記載方法は「1 土地履歴調査結果報告書 記載要領」を参照してください。

(1) 土地の汚染状況

土壤汚染確認調査結果に基づき、平面別、深度別に整理し、汚染状況を記載してください。また、合わせて地下水の調査を実施している場合は、その結果も記載してください。

(2) 汚染の拡散防止を行う区域

上記(1)に基づき、拡散防止を行う区域を平面図の中に示してください。

(3) 汚染の拡散防止の方法

汚染の状況、地下水の利用状況等を考慮し、土壤汚染対策法施行規則第 40 条の規定による措置の実施の方法を選定し、具体的に記載してください。

(4) 汚染土壌の搬出の有無及び搬出先

上記(3)の方法による汚染土壌搬出の有無及び有れば搬出先と処理方法を記載してください。（環境大臣が定める方法による処分、汚染土管理票による処分の確認を実施してください。）

(5) 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期

作業の開始及び終了の時期を記載してください。主要な工事の実施期間についても記載してください。

(6) 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

土壤等の飛散、揮発又は流出防止、騒音、振動等の発生防止に係る環境保全対策を記載してください。

(7) その他留意事項

当該土地の改変に着手する日の 14 日前までに計画書を作成し、知事に提出すること。知事は、計画書の内容が条例施行規則第 33 条各号の基準に適合していないと認めた場合、計画書を受理した日から 14 日以内に計画書の内容を変更すべきことを勧告することができる。